

平成30年度 第6回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成30年度第6回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 9月5日(水) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 承認第1号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

日程第8 議案第5号 非農地証明願について

日程第9 議案第6号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安徳

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗
7番 鈴木 俊一
10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

6番 篠原 義尚
9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

8番 武村 美枝子

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	6番 合田 慎太郎
7番 宇高 勉	8番 鎌倉 靜夫
9番 石村 好典	10番 中泉 敏則
11番 石川 修平	12番 高橋 功
13番 立川 貞美	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	18番 真鍋 義孝
19番 加地 照男	20番 渡邊 繁
21番 越智 寧	22番 村上 佳清
23番 近藤 良啓	24番 高橋 祥志

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

25番 鈴木 敏也

出席した職員

事務局長 曾我部 和 司

係 長 岡 田 昇

係 長 石 川 考 太

次 長 大 西 唯 文

係 長 河 村 由 美 子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。9月に入りましても残暑厳しい日が続いております。今日の第6回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。昨日は台風21号が発生し四国直撃になるのではないかと、心配しておりましたが、幸いにも東に逸れて愛媛県には大した被害もなかったように聞いております。関西地区、北陸の方では25年ぶりの上陸ということもあって、強風と高潮の被害、都市機能を破壊するような甚大な災害が出ております。9月、10月とこれから台風シーズンとなります。日頃から台風の災害に備えていきたいと思っております。今回の台風21号で農作物の被害はいかがなものか、また農地等で被害が出た場合は農業委員会の方に届出していただくようお願いいたします。先月皆さんに賛同を得ました義援金については、愛媛県農業会議を通じ日赤の方に納めさせていただいております。日赤の方で分配をやっていただくということです。本当にありがとうございました。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、8番 武村美枝子委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の25番 鈴木敏也委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
1番 大西 嘉一郎委員、18番 則友 祝幸委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に
ついてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 考太君。

石川係長 受付番号67番、68番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、承認第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例
に関する法律第3条第1項の規定による承認についてを議題といたし
ます。

議 長 説明を求めます。河村 由美子さん。

河村係長 受付番号1番を議案書により説明

議 長 以上で、承認第1号の説明は終わりました。質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 承認第1号、特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律
第3条第1項の規定による承認について賛成の委員の拍手を求めま
す。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認する
ことに決しました。

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。まず、受付番号57ですが、8月31日に取下げ申請書が提出されましたので、削除をお願いいたします。受付番号55、金田町金川の田2筆、畑1筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻、野菜を栽培されるそうです。受付番号56、土居町中村の田3筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻、野菜を栽培されるそうです。受付番号58、土居町野田の畑5筆については、譲受人の〇〇さんは新規就農者ということで、8月27日、河村農業委員、近藤推進委員、曾我部局長、石川でヒアリングを行いました。譲受人の〇〇さんは73歳の会社員です。農地利用計画については、果樹、柑橘を栽培し幼児に収穫等体験をしてもらい、農業の機会や夢を与えたいということです。子供の頃には家の農業の手伝いをしており、また、自宅の庭では果樹、柑橘を栽培し、ここ数年は柑橘の世話を実地において農家の指導の下経験しております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号55番 質疑ありませんか。

押条委員 藤原さんは現在、山手の方で畑で耕作していますが、イノシシが多すぎて野菜も何も作れないということで、今回家の近くで野菜等をやりたいということで申請が出ましたので問題ありません。

議 長 56番

委 員 異議ありません。

議 長 58番

河村委員 年齢的には73歳で高齢ですが、会社の役員をされており、今後会社の経営を徐々に後継者へ譲っていくということで、時間がかかり

余ってきますので、農業をやりたいということもありますし、子供の頃から農業の手伝いをして農業に興味があるということで、現在も柑橘を少し栽培しております。面談の時にお会いしましたが、健康面でも問題はないと思います。農機具を今から揃えるということですが、手元資金がかなりあり、自宅に倉庫があるということで問題はないと思います。栽培はみかん、柿、桃ということで、果樹を栽培し近い将来には地域の児童に収穫体験をさせるという夢を持っておられます。問題はないと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

押条委員 新規就農者という場合、今から考えて何年くらい農業をできるかということを想定して新規就農者を決定しているのか。

局長 年齢の制限はしておりません。聞き取り時点で健康であればということで決定しております。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号96、金生町下分の案件について、受人は現在アパート暮らしですが、家族が増えたことにより手狭となったことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。なお、既に造成されておりますが、始末書は出ています。受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。

受付番号97、金生町山田井の案件について、受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地を譲り受けて、以前より取引のある紙加工品を運送する〇〇〇〇〇株式会社が現在倉庫が不足しており受人・渡人合致の貸倉庫建設です。受人、有限会社〇〇不動産取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号98、上分町の案件については、受人は貸倉庫業を営んでおり、国道11号バイパス沿いで利便性の良い申請地を譲り受け、業績好調により製品等の保管場所及び職員の駐車場が不足している〇〇〇〇株式会社に貸す、受人・渡人合致の貸倉庫及び貸駐車場建設です。受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号99、上柏町の案件について、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長により手狭となったため、実家に隣接した申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号100、下柏町の案件について、受人は土木業を営んでおり、業務拡大に伴い、資材置場及び車両置場が不足してきたため、早急に必要となったことから、申請地を借り受けての受人・渡人合致の資材置場及び駐車場建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号101、下柏町の案件について、受人は住宅設備機器の販売及び据付を主たる業務とする株式会社〇〇〇〇の代表をしておりますが、今年10月に事務所の賃貸契約が切れることから、申請地を譲り受けて会社に貸す受人・渡人合致の貸事務所建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号102と103、中曽根町の案件について、関連していますのでご説明いたします。受人は太陽光発電事業を行っており、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号104、具定町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、安い住宅を希望するお客さんが多いにもかかわらず、提供できる物件が少ないことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号105、土居町上野の案件について、受人は宗教法人ですが、現在境内に5台分の駐車場しかなく、法要等の際には近隣の民家をお願いしたり路上に駐車したりと駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇代表役員、〇〇〇〇。立地基

準、一般基準ともに合致しています。受付番号106、土居町上野の案件について、受人が役員を務める株式会社〇〇〇〇〇〇〇が展示場を整備することになりましたが、駐車場がなくなってしまうため、申請地を譲り受けて会社に貸す受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号107、土居町北野の案件について、受人は型枠大工業を営んでおりますが、建築土木の受注が増加し、既存の駐車場及び資材置場では対応しきれなくなったことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場及び資材置場建設です。なお、資材等が少し置かれていますが、始末書は出ています。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号108、土居町津根の案件について、受人は社宅に居住しておりますが、子供の成長により手狭となったことから、義父が所有する申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号109、110、112、土居町津根の案件について、関連していますのでまとめてご説明いたします。受人は太陽光発電事業を行っており、周辺に建物等が少なく、日照量が多く確保できる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号111、土居町津根の案件について、受人は太陽光発電事業を行っており、周辺に建物等が少なく、日照量が多く確保できる申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人・渡人合致の、〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号96番

星川委員 違反転用ということですが、農地所有者は神戸の方にいますし、始末書も出ておりますので異議ありません。97番は高速道路のすぐ近くになりますが、周辺は工業団地のようになっており、倉庫が建設されても問題ないと思いますので異議ありません。

議 長 98番

委 員 異議ありません。

議 長 99番

委 員 99番、100番、101番異議ありません。

議 長 102番

委 員 102番、103番、104番異議ありません。

議 長 105番

尾崎委員 この土地は数年前から農地としては使用されていなく、草の管理だけをしていたので問題ありません。106番も問題ありません。

議 長 107番

委 員 異議ありません。

議 長 108番

委 員 異議ありません。

議 長 109番

委 員 109番から112番まで異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号122番～127番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号122番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 123番

委 員 123番、124番、125番異議ありません。

議 長 126番は新規就農者ということで、何か補足説明があればお願いします。

渡邊推進委員 この方につきましては、先日ヒヤリングを行いまして、農業に対する意気込みが感じられ、また所有者の〇〇さんとは親子関係になりますので、異議ありません。

議 長 127番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに

賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号4番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号4番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号1番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号1番、質疑ありませんか。

篠原委員 これは昔、川滝で法面の所を草刈り場ということで持っていたのですが、耕運機も入らないような所で、地目はそのまま畑で実際は木が生えて山林になっています。川滝には地目が田、畑で実際は山林という所が多くあります。

局 長 8月の総会で農地法第3条で農地の部分を所有権移転した残りの所有物件になります。現地確認時に農地でない所については、農地法第3条では申請できないので、非農地証明の申請をお願いして今回の議案となっているものです。所有する家も含めて一括して所有権移転を行うものでこれで新規の所有者にすべて移転するものであります。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、非農地証明願について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第9、議案第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号1番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号1番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 関連がありますので、12番尾崎靖雄委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退席)

議 長 議案第6号、農地中間管理事業の農用地配分計画(案)に対する意見について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入室を許可します。

(尾崎靖雄委員、入室)

議 長 日程第10、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号15番～17番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号15番、質疑はありませんか。

委 員 15番、16番異議ありません。

議 長 17番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第11、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君

岡田係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。受付番号8、個別除外の案件です。申出者、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇は、土居町北野で食品製造加工用機械設備、冷蔵設備、冷凍機械の設置販売・修理等を行っています。事務所は申出者が所有する敷地及び建物内にあり、賃貸により冷凍加工食品を扱う株式会社〇〇〇〇〇〇と事務所、資材・車両置場を共有していましたが、株式会社〇〇〇〇〇〇〇の業績が好調で、現在賃貸している作業スペースでは手狭となり業務に支障が生じているため、従来から設備の整っている建物及び敷地全体を賃借したいとの申し出があり、事務所及び資材置場等を申出者の代表宅及び隣接する倉庫・敷地に移しことにしましたが、資材や納品前の機械・設備を倉庫へ保管するスペースは確保

できるものの、廃材やトラック等の置場が不足し業務に支障をきたしているため、早急に資材置場・車両置場を確保する必要が生じたため、申出者及び申出者の代表所有地、近隣等、複数検討しましたが、他に適地がなかったため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号8番、質疑はありませんか。

鈴木博美委員 現地は新居浜市との市境付近で、イノシシやサルの出没が頻繁で、もしこのまま農産物を作っても餌を与えるようなものなので、異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いた
します。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:35)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名
する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

大西嘉一郎

委 員

剛友祝章